

基本方針3 権利擁護の取組みの推進と認知症施策の充実

＜7. 成年後見制度の利用促進（大田市成年後見制度利用促進計画）＞

1. 現状と課題

成年後見制度は、認知症や精神障がい、知的障がい等によって、意思決定能力に課題のある方に対し「意思決定支援」を行う制度ですが、成年後見受任に関わる専門職が少ない本市においては「市民後見人」に対する期待は高くなっています。

平成25年以降、市民後見人養成講座を隔年開催し、令和6年3月末現在で、市民後見人が活動中の後見受任件数は20件、人材バンク登録者数64人となっています。

また、認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対しては、地域で安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を活用してサービスの利用援助や金銭管理等を行っていますが、近年、日常生活自立支援事業を受けていた方が症状の進行に伴い成年後見制度の利用に移行、或いは「成年後見制度」と併用して利用される方が増えています。

今後の課題としては、成年後見人候補が見つからないような困難ケースに対応する仕組みとして、法人後見に取り組む社会福祉協議会の体制整備（強化）とともに、身寄りがなく社会的交流がないケース等に対応する仕組みづくりが必要です。

さらには、「大田市成年後見支援センター」（以下「センター」という。）では、親族が後見人になっているケースの実態が把握できていないため、市民に対し引き続きセンターの存在を知ってもらう取組みが必要です。

【地域連携ネットワークの一層の充実】

（1）チーム

地域の関係機関が連携して（ネットワーク）、権利擁護支援が必要な人を日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行っています。

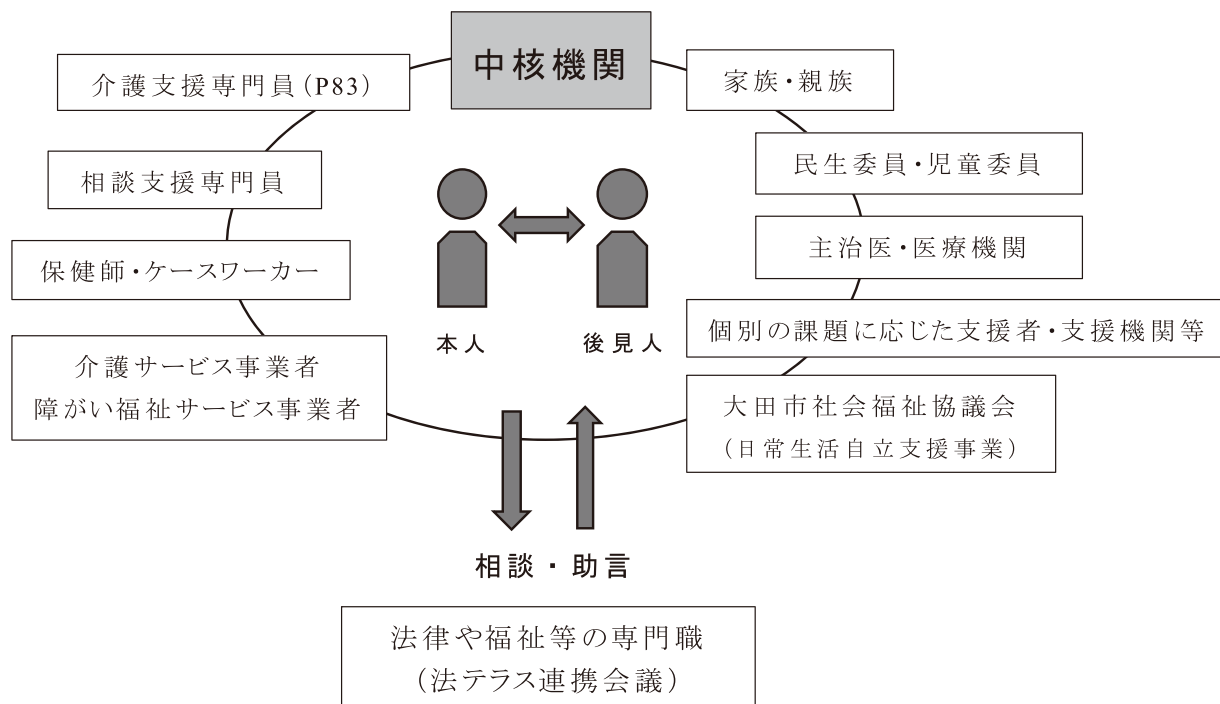
また、介護保険や障がい福祉サービスのサービス担当者会議、個別支援会議、福祉・医療分野で日常的に行われるケース会議等の仕組みを活用し、各構成メンバーが必要に応じて法律・福祉の専門職から権利擁護支援に関する助言を受けられるよう相談体制の構築を図っています。

（２）協議会

後見等の開始の前後を問わず「チーム」に対し必要な支援を行えるよう、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化が図れるよう既存の会議等を活用した協議を行っています。

大田市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

【チームのイメージ】



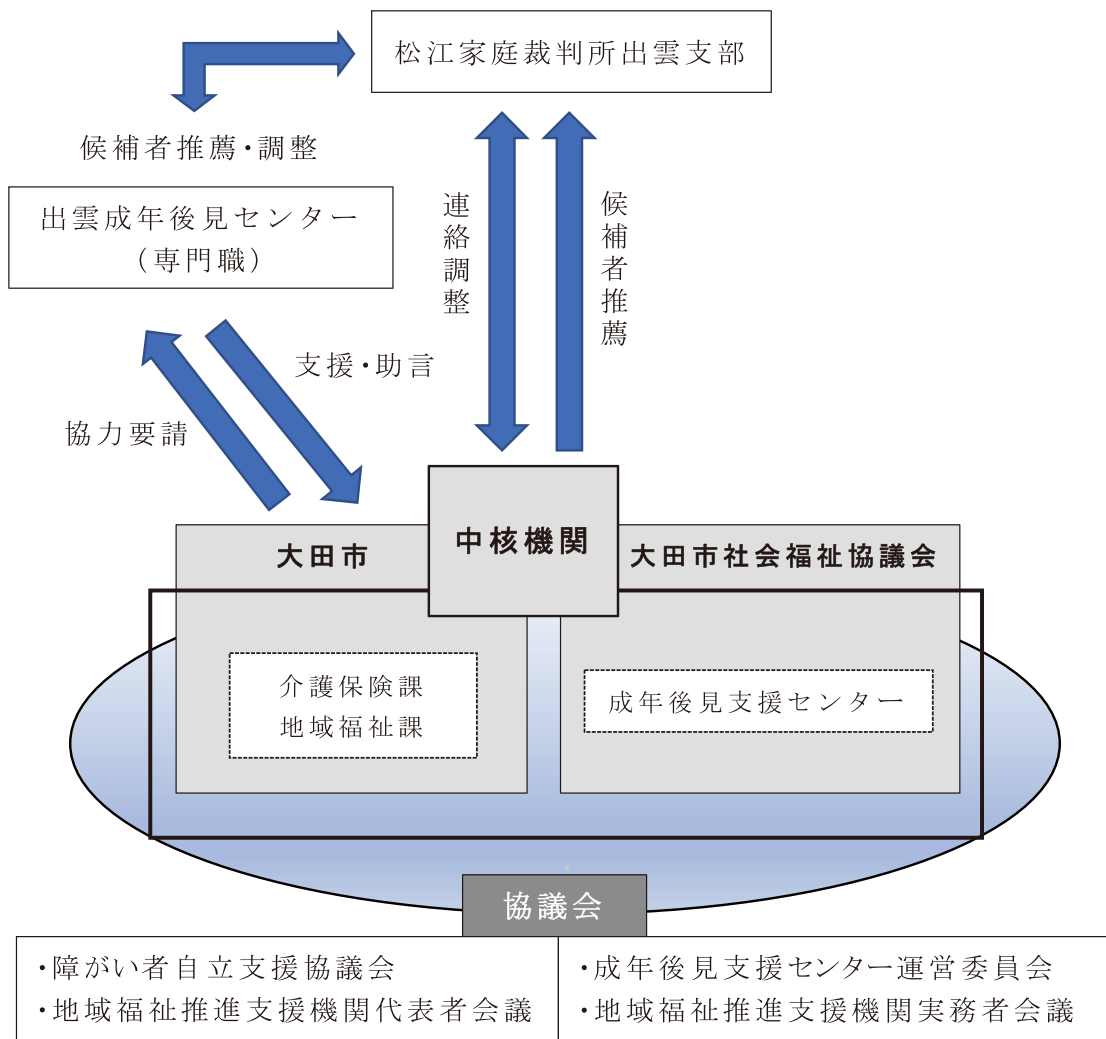
【中核機関が担う役割の強化】

令和３年４月に中核機関を整備しており、中核機関の運営は大田市（介護保険課・地域福祉課、以下本項においては「市」という。）が社会福祉協議会（センター）に一部業務委託を行い協働して実施しています。

また、市と社会福祉協議会は、出雲成年後見センターへ参画し、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対し、中核機関の業務運営への協力を依頼しています。

今後も市と社会福祉協議会による中核機関の事務局会議を定例的に開催し、円滑な業務運営に努めるとともに、家庭裁判所との連絡調整や後見人候補者の推薦など成年後見制度の利用促進に向けた連携を図ります。

中核機関・協議会のイメージ



◆用語解説（「成年後見制度利用促進計画」編）

○日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度がある。

○権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度がある。

○市民後見人

大田市成年後見支援センターが行う養成講座を受講しバンク登録された人の中で、家庭裁判所から「成年後見人等」として選任された人。令和6年9月末時点のバンク登録者数は74人、うち市民後見人として活動している人は21人。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
（１）権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を強化します。 ①既存のケース会議等の仕組みを活用し、権利擁護支援が必要な人を後見人等とともに支援するチームづくりを強化します。 ②権利擁護支援が必要な人を支えるチームが必要に応じて法律、福祉等の専門職へ相談し、助言を受ける体制を強化します。 ③後見開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援が行えるよう、既存の権利擁護支援に関わりのある会議を活用し、地域連携ネットワーク体制の整備を強化します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
（２）中核機関の役割を強化します。 ①大田市が社会福祉協議会に一部業務委託を行い、協働して中核機関を運営します。 ②中核機関では、成年後見制度に関する広報や相談、利用促進につながる取り組みを行うとともに、市民後見人等への相談・助言により後見活動の支援を行います。 ③中核機関では、家庭裁判所、出雲成年後見センター及び専門職団体等との連携強化に継続的に取り組みます。	行政 市社協 民間
（３）成年後見利用支援制度の充実と利用促進を図ります。 ①制度の利用が困難な方に対し、市長申立制度の活用や後見人等の報酬を助成することで制度利用につなげます。 ②市民後見人の養成を引き続き行うとともに、社会福祉協議会による法人後見活動を支援し、後見人等の担い手を増やすとともに、研修修了者に対し、フォローアップの研修会等を実施し、後見人としての役割の理解促進を図ります。 ③様々な相談窓口において権利擁護支援が必要な人の把握に努め制度の利用につなげます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
（４）福祉サービス利用者の権利擁護を推進するため、日常生活自立支援事業の充実を図ります。 ①認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、日常生活自立支援事業により、権利を守るとともに、日常生活を支援します。 ②日常生活自立支援事業利用者が、地域で安心して生活ができるようにサービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。 ③支援においては、関係機関と連携し、本人の意思を確認しながら様々な課題に対応できる体制の充実を図ります。 ④成年後見制度への移行が必要な方に対し、スムーズな移行ができるよう、「成年後見制度への移行検討ガイドライン」に沿って検討し、中核機関と連携し支援を行います。	行政 市社協

＜8. 認知症施策の推進＞

1. 現状と課題

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 5 年 6 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が制定され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、本市においても認知症基本法の基本的施策を軸に認知症施策を展開していく必要があります。

主な介護者が不安に感じる介護等のうち「認知症状への対応」は 26.4%と最も高い割合となっており、家族負担の軽減のための支援が必要です。

（１）相談体制の整備

＜相談窓口の周知＞

本市では、社会福祉協議会に委託している「地域包括支援センター」において認知症に関する相談窓口対応を行っていますが、認知症に関する相談窓口としての認知度は令和 4 年調査では 39.4%でした。

また、社会福祉協議会内に「認知症地域支援推進員」を配置し地域における支援体制を進めています。広報チラシ等による周知を行っているものの認知度がまだ低い状況にあります。

（２）認知症に関する理解の促進

＜「認知症サポーター」養成講座の実施＞

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域において認知症を正しく理解し認知症の人や家族を見守る応援者を増やしてくために、企業・学校・金融機関などで「認知症サポーター（P83）養成講座」（定期講座、出前講座）を実施しています（令和 6 年 3 月末現在のサポーター数は 3,960 人）。

なお、近年は年間 140 人前後の受講者があり認知症に対する理解者は着実に増加していますが、出前講座は企業や地域からの要請は多いものの小中学校等からの要請は年間数回にとどまっています。

＜認知症疾患医療センターとの連携＞

大田圏域の「連携型認知症疾患医療センター」である石東病院と定期的に会合し担当者レベルで関連事業の方向性を確認するなど情報共有を図っています。

また、認知症に関する研修会や講演会を開催し、認知症に対する正しい知識と相談や対応方法の普及を図っています。

（３）認知症の早期発見・早期対応

医療・福祉分野の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」により、認知症の早期発見・早期対応に努めています。

また、毎月定例でチーム員会議を開催し、初期集中支援対象者以外の認知症高齢者についても専門医等の助言を得ながら支援を行っています。

（４）社会参加の機会の確保

＜認知症カフェの推進＞

- ・認知症の人の社会参加や認知症家族の負担軽減のために「認知症カフェ」(P83)を周知し家族同士の交流支援等を行っています。
- ・毎月定例開催される「大田市立病院オレンジカフェ」では参加者数が少なく認知度が低いという現状があり、さらなる広報等が必要です。

２．推進方策

計画の推進方策	事業主体
（１）相談支援体制の充実を図ります。 ①認知症高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターの一層の周知を図ります。 ②「認知症初期集中支援チーム」による早期発見、早期対応に引き続き取り組みます。 ③認知症疾患医療センターと連携して、地域における支援体制の構築を引き続き進めます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
（２）認知症を正しく理解するための取組みを推進します。 ①認知症家族の負担軽減のために、講演会や研修会の開催、「認知症カフェ」や「大田市立病院オレンジカフェ」の一層の周知と交流支援等を行います。 ②「認知症サポーター養成講座」を引き続き実施し、特に小中学校への働き掛けを行います。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民

<9. こどもの権利擁護の推進>

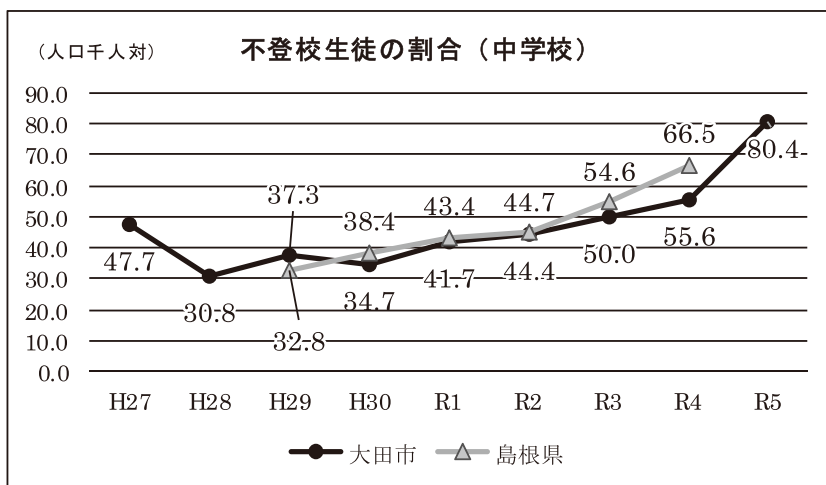
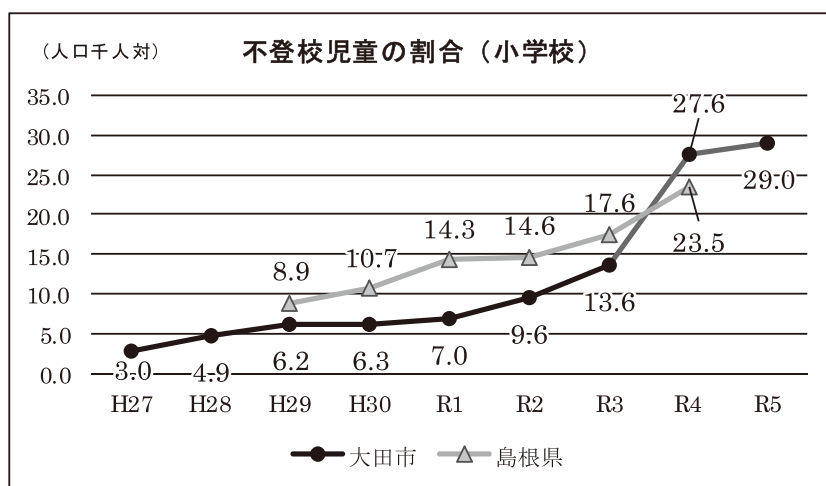
1. 現状と課題

令和5年4月「こども基本法」が施行され、全てのこどもが自立した個人として尊重されること、適切に養育されることや意思を表明する機会を確保することなどを理念として、こどもの権利擁護と将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが定められました。

本市においては、こどもの権利に関する学習や人権について学ぶ研修会などに取り組んでいます。さらにこどもの権利について地域社会での理解を深める啓発活動を関係機関と連携して進めていく必要があります。

市内の不登校及び不登校傾向のある児童生徒の数は、平成27年から年々上昇傾向にあり、令和3年度から令和5年度にかけて急増、令和4年度には小学校における不登校児童の割合は県を上回っています。

そのため、様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者に対して、居心地のよい安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、こどもの貧困の連鎖を断つ包括的な支援も求められています。



資料：大田市教育委員会（令和5年度集計）

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 居心地のよい安全、安心なこども・若者の居場所を提供するとともに、学習支援について取り組みます。 ① 様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者を対象とした学校・家庭以外の居場所づくりを推進し、学習や体験活動を行うとともに、相談や訪問等による個別支援を行います。 ② こどもの居場所を提供している地域のボランティア団体等に体験活動の支援や学習支援者等の派遣を行います。 ③ 生活・学習上に著しい困難があり個別の支援が必要な児童生徒に対して、地域福祉コーディネーター等による訪問型の学習支援を行います。	行政 学校 民間 住民
(2) 様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者、保護者への相談支援に取り組みます。 ① 様々な要因によって不登校や生活のしづらさを感じているこども・若者が現在・将来にわたって前向きな気持ちで夢や希望をもつことができるよう、教育関係者と保健福祉関係者が連携して包括的な支援を行います。 ② 児童生徒の SOS を受け止めることができるよう学校内の相談体制の充実を図ります。 ③ 不登校の児童生徒の支援として「教育支援センター」を開設し、指導にあたりるとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し相談支援を行います。 ④ 発達障がいのあるこども等支援が必要なこどもに対して、相談支援チームによる特別支援教育に係る相談支援の中で福祉に関する相談の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の進路相談会を通じて、教育から就労、地域生活の定着に向けた支援を行います。	行政 市社協 学校 住民
(3) こどもの権利をはじめとする人権について地域社会における理解を深めるための啓発に取り組みます。 ① 青少年育成市民会議において、児童虐待防止や青少年育成について啓発活動等を行います。 ② 地域や学校で、こどもの権利についての教育・啓発を行います。	行政 学校 住民

<10. 障がいのある人（チャレンジド）の権利擁護の推進>

1. 現状と課題

障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化などの幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念のもと、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるような支援が受けられる地域社会の実現をめざしていく必要があります。

障がいのある人に対する差別については、障がいに関する知識・理解不足や意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、市民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を深めていくことが重要です。

本市では、あいサポート運動や学校における福祉教育において障がいのある人と一緒に研修会を企画するなどの啓発活動を行っていますが、さらに充実していく必要があります。

また、障害者差別解消法の一部改正により令和6年4月から事業者における合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、事業所や地域のボランティア団体などにおいても合理的配慮の提供に関する情報提供を進めていく必要があります。

さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行され、障がいのある人も必要な情報を取得・利用でき、また意思疎通が円滑に図れるよう取組みを推進していくことが求められています。



2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
（１）障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 ① 関係機関や各種団体と連携しながら福祉教育と合理的配慮の提供の推進に取り組めます。 ② 障がい者差別に関する相談窓口を設置し相談対応を行います。 ③ 市内事業所に対し障がい者雇用に関するアンケートや職場体験を実施するとともに、就労体験発表会等を開催し障がい者雇用の促進を図ります。	行政 市社協 学校 民間 住民
（２）情報アクセシビリティ（情報の利便性）の向上と意思疎通支援の充実に取り組めます。 ① 障がいのある人が日常生活や災害時に必要な情報を得にくい情報格差の解消をめざし、多様な手段による情報提供の充実に努めます。 ② 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上に取り組むとともに、手話通訳者・要約筆記者などの派遣事業を行います。 ③ 視覚や聴覚に障がいのある人の情報取得やコミュニケーションを支援するため、機器の紹介や購入費用の助成、パソコンやスマートフォンの利用方法を学ぶ場の提供などに取り組めます。	行政 市社協 学校 民間 住民

※「**チャレンジド**」：できないとか無理という、マイナス（負）を意味する言葉に代わる新しい言葉として、「挑戦すべき課題や才能を与えられた人々」という意味がこめられたアメリカ発祥の言葉で、「すべての人間は、生まれながらに自分の課題に向き合う力が持っている。しかも、その課題が大きければ大きいほど、向き合う力をたくさん持っている。」という哲学に基づいている。

※「**情報アクセシビリティ**」：障がいの有無に関わらず、すべての人が情報を理解しやすい形でアクセスできるようにすること。

< 1 1. 虐待防止施策の推進 >

1. 現状と課題

こどもの虐待の相談件数は平成 30 年度から令和 2 年度まで増加傾向にありましたが、令和 3 年度以降減少傾向にあり市を中心に相談対応を行っています。

高齢者虐待については、養護者による虐待の相談件数は近年横ばいで推移しており、地域包括支援センター（社会福祉協議会）を中心に相談対応を行っています。

障がい者虐待については、養護者による虐待の相談件数は横ばいで推移しており、市を中心に相談対応を行っています。

令和 6 年の調査では、こども・高齢者・障がいのある人に対する家族等による虐待について「聞いたことがある」と回答した割合は約 10%でした。

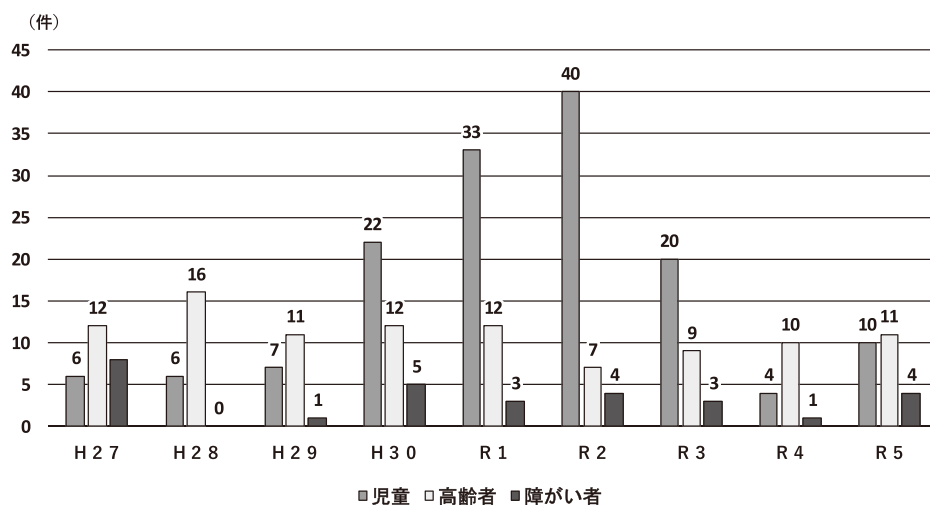
なお、約 90%の人が警察や民生委員・児童委員、近隣の人に相談すると回答しており、虐待に気づいたら“つなぐ”ことを意識している人が多い反面、市役所に相談すると回答した割合は 13%と低く、相談窓口の一層の周知を図る必要があります。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制を築きながら虐待や DV（ドメスティックバイオレンス）の未然防止、早期発見・迅速な対応につなげていく必要があります。

1 5. 虐待相談等件数（児童・高齢者・障がい者）

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童	6	6	7	22	33	40	20	4	10
高齢者	12	16	11	12	12	7	9	10	11
障がい者	8	0	1	5	3	4	3	1	4

資料：大田市健康福祉部



2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) こどもへの虐待防止やDV防止の取組みを進めます。 ① 要保護児童対策地域協議会（市）を中心とする地域のネットワークと一体となって、こどもの虐待の早期発見、支援に取り組みます。 ② 「こども家庭センターおおだっこ」では妊娠期からの切れ目ない支援を行い、こどもの虐待やDV防止の取組みを進めます。 ③ 虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合の通告窓口の周知に努めます。	行政 市社協 学校 民間 地域組織・団体 住民
(2) 高齢者への虐待防止等の取組みを進めます。 ① 地域包括支援センター（社会福祉協議会）が虐待防止・養護者支援の中核的機能を担い、民生委員・児童委員、警察、介護サービス事業者等の関係機関や弁護士等の専門職との連携を強化し、虐待防止と早期発見・早期対応が図れるよう、関係機関の連携や困難事例の検討、研修などに取り組みます。 ② 地域住民や介護従事者等を対象とした研修会を開催し、虐待が疑われる段階から相談に応じることができるよう、早期発見・通報窓口の周知などの啓発活動を継続して行います。 ③ 高齢者のDV相談にも対応するとともに、関係機関と連携し必要な情報提供を行います。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民
(3) 障がいのある人への虐待防止等の取組みを進めます。 ① 「大田市障がい者虐待防止センター」（市）を中心に、関係機関と連携し、虐待防止と早期発見・早期対応ができる体制づくりに取り組みます。 ② 養護者による虐待を受けたと思われる「障がいのある人」を発見した場合の通報窓口の周知を図ります。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民